

## 鹿 児 島 県 公 報

平成20年 3月28日 (金) 第2380号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1
  - 駐在機関の設置 (※) (経営技術課取扱い) 2
  - 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
  - 県営土地改良事業の計画の変更 (4件) (農地整備課取扱い) 3
  - 団体営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 4
  - 保安林の指定 (森林整備課取扱い) 4
  - 保安林の指定予定 (4件) (森林整備課取扱い) 4
  - 保安林の指定の解除 (森林整備課取扱い) 6
  - 保安林の指定の解除予定 (森林整備課取扱い) 6
  - 保安林の指定施業要件の変更予定 (森林整備課取扱い) 6
  - 駐在機関の設置 (※) (水産振興課取扱い) 7
  - 県道の路線の廃止 (道路維持課取扱い) 7
  - 道路の区域の決定 (道路維持課取扱い) 7
  - 道路の区域の変更 (4件) (道路維持課取扱い) 8
  - 道路の供用の開始 (4件) (道路維持課取扱い) 8
  - 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 12
  - 都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 13
  - 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (都市計画課取扱い) 13
  - 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (3件) (都市計画課取扱い) 13
  - 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱 (※) (管理調達課取扱い) 14
- 公 告
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管理調達課取扱い) 15
  - 一般競争入札公告 (政務調査課取扱い) 17
- 監 査 委 員 告 示
- 鹿児島県監査委員監査規程の一部を改正する規程 (※) (監査委員事務局取扱い) 19
  - 鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程 (※) (監査委員事務局取扱い) 19
- 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示
- 空釣こぎ漁法及び空釣縄漁法による操業についての指示の廃止 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 19
- 正 誤
- 鹿児島県公報第2371号 (平成20年 2月26日付け) の一部訂正 (森林整備課取扱い) 19

## 告 示

## 鹿児島県告示第510号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
城山調剤薬局	鹿児島市城山一丁目34番12号	平成20年 2月29日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第511号

普及指導関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

なお、平成13年3月30日鹿児島県告示第573号（駐在機関の設置）及び平成19年3月30日鹿児島県告示第619号（駐在機関の設置）は、平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
南薩地域振興局農林水産部農政普及課南さつま市駐在機関	鹿児島県南薩地域振興局第3庁舎内	農業改良普及事業の実施に関する事務	平成20年4月1日
南薩地域振興局農林水産部指宿支所指宿市駐在機関	鹿児島県フラワーセンター内		
北薩地域振興局農林水産部農政普及課薩摩川内市上甕駐在機関	鹿児島県北薩地域振興局甕島庁舎内		
北薩地域振興局農林水産部農政普及課薩摩川内市下甕駐在機関	薩摩川内市下甕支所内		
始良・伊佐地域振興局農林水産部大口支所大口市駐在機関	鹿児島県始良・伊佐地域振興局大口第2庁舎内		
大島支庁農林水産部農政普及課瀬戸内町駐在機関	鹿児島県大島支庁瀬戸内庁舎内		
大島支庁農林水産部農政普及課喜界町駐在機関	鹿児島県大島支庁喜界庁舎内		
大島支庁沖永良部事務所与論町駐在機関	鹿児島県大島支庁与論庁舎内		

## 鹿児島県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第一面縄地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年3月31日から同年4月25日まで
- 3 縦覧場所  
伊仙町役場耕地課

**鹿児島県告示第513号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備及び区画整理）下原地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年3月31日から同年4月25日まで
- 3 縦覧場所  
天城町役場農地整備課

**鹿児島県告示第514号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備及び区画整理）瀬滝地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年3月31日から同年4月25日まで
- 3 縦覧場所  
天城町役場農地整備課

**鹿児島県告示第515号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備及び区画整理）大津川地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年3月31日から同年4月25日まで
- 3 縦覧場所  
天城町役場農地整備課

**鹿児島県告示第516号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備及び区画整理）第一住吉地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児

島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年3月31日から同年4月25日まで
- 3 縦覧場所  
知名町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、いちき串木野市が行う土地改良事業団体営元気な地域づくり交付金（旧：基盤整備促進）冠岳地区の換地計画に係る換地処分は、平成20年3月17日に行われた。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
熊毛郡屋久島町口永良部島字早落シ1686番1, 1686番13
- 2 指定の目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第519号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日置市日吉町山田字新宅726番, 726番1, 727番5, 字前畑798番3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第520号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

出水郡長島町獅子島字池田2514番1, 2523番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第521号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市下甕町長浜字浜口1180番1, 1185番1, 1185番23, 1201番2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第522号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出水市高尾野町柴引字遠矢3794番1
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字遠矢3794番1（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第523号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
薩摩川内市下甕町青瀬字金山72番1・74番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県林務水産部森林整備課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第524号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所  
肝属郡錦江町田代川原字椿ヶ迫4359番・4361番・4362番・4366番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県林務水産部森林整備課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第525号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和44年9月3日農林水産省告示第1322号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第526号

水産業普及指導員の駐在機関を次のとおり設置する。

なお、平成9年3月31日鹿児島県告示第556号（水産業改良普及員の駐在機関の設置）は、平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐在機関名	駐在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
北薩地域振興局農林水産部出水支所薩摩川内市上甕駐在機関	鹿児島県北薩地域振興局甕島庁舎内	薩摩川内市（平成16年10月11日現在における里村，上甕村，下甕村及び鹿島村の区域に限る。）における水産業改良普及事業及び漁業振興事業の実施に関する事務	平成20年4月1日

#### 鹿児島県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を平成20年3月31日限り廃止する。

なお、その関係図面は、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
274	薩摩万世停車場線	薩摩万世停車場 国道226号交点
292	南田布施停車場線	南田布施停車場 国道270号交点
293	北田布施停車場線	北田布施停車場 国道270号交点

#### 鹿児島県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	薩摩川内市隈之城町字城1472番1地先から同市隈之城町字湯尻335番3地先まで	8.4 ~ 19.6	1,003.0

#### 鹿児島県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	荒川川内線	薩摩川内市隈之城町字城1472番5地先から1472番1地先まで	前	7.0 ~ 7.1	17.6
			後	7.0 ~ 28.6	17.6
	山田隈之城線	薩摩川内市隈之城町字城1455番3地先から1455番2地先まで	前	7.0 ~ 7.0	12.5
			後	7.0 ~ 10.1	7.3

#### 鹿児島県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	荒川川内線	薩摩川内市隈之城町字城1472番1地先から同市隈之城町字湯尻335番3地先まで	平成20年 3月28日
		薩摩川内市隈之城町字城1472番5地先から1472番1地先まで	
	山田隈之城線	薩摩川内市隈之城町字城1455番3地先から1455番2地先まで	

#### 鹿児島県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	西之表市住吉字上堂上6757番3地先から同市住吉字中堂ノ上6965番1地先まで	前後	6.0～10.7 12.0～28.5	308.5 290.0
	267号	大口市金波田字西1076番1地先内	前後	34.8～39.2 39.2～47.0	21.5 21.5
	447号	出水市上大川内字佐土原4586番5地先内	前後	13.4～21.4 14.6～25.7	18.2 18.2
県道	川内串木野線	薩摩川内市高江町字永江3805番2地先から同市高江町字大平7136番6地先まで	前後	7.5～24.0 7.5～24.0 13.0～67.5	328.0 328.0 290.0
	京泊大小路線	薩摩川内市湯島町字上代3120番3地先から同市湯島町字木場山2683番2地先まで	前後	4.5～72.5 4.5～65.2 14.5～83.5	1,109.0 1,109.0 1,070.0
	葛輪瀬戸線	出水郡長島町諸浦字臺ノ巣899番2地先から同町諸浦字南1703番5地先まで	前後	5.2～29.6 11.3～75.0 11.3～75.0	588.0 585.0 585.0
	菱刈横川線	伊佐郡菱刈町前目字平原1675番5地先内	前後	12.1～34.4 26.4～60.5	48.7 48.7
	西之表南種子線	熊毛郡南種子町島間字苦労田1445番3地先から同町島間字荒崎1438番4地先まで	前後	5.0～28.5 17.2～83.6	605.0 543.0
	野間十三番西之表線	熊毛郡中種子町納官字赤坂3449番1地先から3459番1地先まで	前後	9.4～24.2 9.4～24.2 5.2～31.6	321.5 321.5 345.0
	下東郷阿久根線	阿久根市西目字櫛ノ段3938番1地先内	前後	4.4～7.6 5.0～8.2	25.7 25.7

## 鹿児島県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	西之表市住吉字上堂上6757番3地先から同市住吉字中堂ノ上6965番1地先まで	平成20年 3月28日
	267号	大口市金波田字西1076番1地先内	
	447号	出水市上大川内字佐土原4586番5地先内	
県道	京泊大小路線	薩摩川内市湯島町字木場山2650番1地先から2683番2地先まで	
	菱刈横川線	伊佐郡菱刈町前目字平原1675番5地先内	

西之表南種子線	熊毛郡南種子町島間字苦勞田1445番3地先から同町島間字荒崎1438番4地先まで
野間十三番西之表線	熊毛郡中種子町納官字赤坂3449番1地先から3459番1地先まで
下東郷阿久根線	阿久根市西目字楯ノ段3938番1地先内
荘上鱈淵線	出水市本町45番1地先から115番1地先まで

## 鹿児島県告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	
国道	267号	大口市篠原字土取906番1地先から同市上町13番9地先まで	前	6.0 ~ 34.5	2,270.0	
		大口市篠原字土取895番1地先から同市上町13番9地先まで	前	15.8 ~ 77.6	2,240.0	
		大口市篠原字土取898番地先から同市里字一ツ橋ノ元521番2地先まで	後	6.0 ~ 40.5	2,396.0	
		大口市篠原字土取898番地先から同市上町13番9地先まで	後	15.8 ~ 77.6	2,232.0	
	389号	出水郡長島町城川内字森山2893番1地先から同町城川内字上里2964番1地先まで	前	9.3 ~ 33.0	408.4	
			後	11.3 ~ 33.0	408.4	
	504号	出水市高尾野町柴引字鳥越4039番26地先から4039番5地先まで	前	12.0 ~ 18.4	23.2	
			後	18.4 ~ 23.0	23.2	
	県道	葛輪瀬戸線	出水郡長島町川床字小田平3289番3地先内	前	27.9 ~ 30.0	7.0
				後	33.0 ~ 34.2	7.0
出水菱刈線		出水市上大川内字黒田4680番1地先内	前	10.3 ~ 30.4	130.0	
			後	10.3 ~ 38.6	130.0	
湯出大口線		大口市平出水字勝毛1487番1地先から1493番11地先まで	前	26.7 ~ 30.5	27.0	
			後	26.7 ~ 34.2	27.0	
吉川川内線		薩摩川内市城上町字中間3366番1地先から同市城上町字大角豆迫3634番1地先まで	前	7.6 ~ 13.4	308.2	
	後		8.9 ~ 28.3	308.2		
荒崎黒之浜港線	阿久根市脇本字肥後12350番5地先から12351番1地先まで	前	18.8 ~ 53.0	120.0		
		後	18.8 ~ 53.0	120.0		
川西菱刈線	伊佐郡菱刈町前目字宮山	前	15.0 ~ 26.6	68.0		

	4451番1地先内	後	15.0～53.0	68.0
--	-----------	---	-----------	------

## 鹿児島県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	267号	大口市里字羽祢田島2628番1地先から2551番4地先まで 大口市木ノ氏字後藤山289番1地先から同市木ノ氏字湾洲109番1地先まで	平成20年 3月31日
	504号	出水市高尾野町柴引字鳥越4039番26地先から4039番5地先まで	
県道	葛輪瀬戸線	出水郡長島町川床字小田平3289番3地先内	平成20年 3月28日
	出水菱刈線	出水市上大川内字黒田4680番1地先内	
	湯出大口線	大口市平出水字勝毛1487番1地先から1493番11地先まで	
	吉川川内線	薩摩川内市城上町字中間3366番1地先から同市城上町字大角豆迫3634番1地先まで	
	荒崎黒之浜港線	阿久根市脇本字肥後12350番5地先から12351番1地先まで	
	川西菱刈線	伊佐郡菱刈町前目字宮山4451番1地先内	

## 鹿児島県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市坂元町2071番5地先から2089番1地先まで	前	5.6～17.2	250.0
			後	17.0～65.0	233.0
	石垣加世田線	鹿児島市坂元町2491番4地先から1番1地先まで	前	6.7～12.7	239.0
			後	16.2～22.6	239.0
	永吉入佐鹿児島線	南九州市知覧町西元字前畑8818番1地先から同市川辺町本別府字タレノロ2779番2地先まで	前	6.4～23.0	253.0
			後	7.4～24.0	253.0
伊集院日吉線	鹿児島市田上二丁目13番5地先から3番23地先まで	前	19.4～55.6	156.0	
		後	19.4～75.9	156.0	
日置市伊集院町麦生田字諏訪脇430番3地先から同市	日置市伊集院町麦生田字諏訪脇430番3地先から同市	前	7.6～15.0	297.0	
		後	11.6～16.4	297.0	

	伊集院町麦生田字芦原406番1地先まで			
	日置市日吉町日置字柳ノ丸3453番2地先から同市日吉町日置字市ノ口3488番1地先まで	前 後	6.0～16.3 12.0～25.3	248.0 240.0
江口長里線	日置市東市来町伊作田字外島2343番1地先から同市東市来町伊作田字寺田2523番2地先まで	前 後	4.4～11.5 8.0～18.5	291.0 282.8
郷戸市来線	いちき串木野市川上字安茶36番地先から同市湊町字迫2571番4地先まで	前 後	5.0～14.3 11.0～29.0	597.6 590.6

## 鹿児島県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成20年3月28日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市坂元町2071番5地先から2089番1地先まで	平成20年 3月28日
		鹿児島市坂元町2491番4地先から1番1地先まで	
	石垣加世田線	南九州市知覧町西元字前畑8818番1地先から同市川辺町本別府字タレノ口2779番2地先まで	
	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市田上二丁目13番5地先から3番23地先まで	
	伊集院日吉線	日置市伊集院町麦生田字諏訪脇430番3地先から同市伊集院町麦生田字芦原406番1地先まで	
		日置市日吉町日置字柳ノ丸3453番2地先から同市日吉町日置字市ノ口3488番1地先まで	
	江口長里線	日置市東市来町伊作田字外島2343番1地先から同市東市来町伊作田字寺田2523番2地先まで	
郷戸市来線	いちき串木野市川上字安茶36番地先から同市湊町字迫2571番4地先まで		

## 鹿児島県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 入来都市計画道路
  - (2) 名称 3・5・5号本町通線
- 2 関係図書の縦覧場所

## 鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 入来都市計画土地地区画整理事業
  - (2) 名称 温泉場土地地区画整理事業
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
入来都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により霧島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
国分都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
指宿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 指宿都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・14号庁舎潟山線
- 3 事業施行期間  
平成13年11月16日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### 鹿児島県告示第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
天城町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 天城都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・1号海岸通線
- 3 事業施行期間  
平成14年3月1日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

#### 鹿児島県告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
和泊町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 和泊都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・3号白百合通線
- 3 事業施行期間  
平成9年9月24日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

#### 鹿児島県告示第544号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）の一部を次のように改正する。

別表中19の項を21の項とし、9の項から18の項までを2項ずつ繰り下げ、8の項の次に次の

ように加える。

9	中央監視制御設備賃貸業務
10	空気調和設備賃貸業務

別表に次のように加える。

22	パーキング・メーター管理等業務
----	-----------------

別記第1号様式中

情 報 処 理 業 務		調 査 ・ 測 定 業 務	
シ ス テ ム 開 発 業 務		薬 剤 空 中 散 布 業 務	
コ ン ピ ュ ー タ 関 連 保 守 業 務		旅 客 運 送 業 務	
○ A 関 連 研 修 業 務		貨 物 運 送 業 務	
○ A 機 器 賃 貸 業 務		給 食 業 務	
医 療 機 器 賃 貸 業 務		複 写 サ ー ビ ス 業 務	
車 両 賃 貸 業 務		旅 行 業 務	
寝 具 類 賃 貸 業 務		気 象 予 報 業 務	
広 告 業 務		会 場 設 営 業 務	
受 付 ・ 案 内 業 務			

を

情 報 処 理 業 務		受 付 ・ 案 内 業 務	
シ ス テ ム 開 発 業 務		調 査 ・ 測 定 業 務	
コ ン ピ ュ ー タ 関 連 保 守 業 務		薬 剤 空 中 散 布 業 務	
○ A 関 連 研 修 業 務		旅 客 運 送 業 務	
○ A 機 器 賃 貸 業 務		貨 物 運 送 業 務	
医 療 機 器 賃 貸 業 務		給 食 業 務	
車 両 賃 貸 業 務		複 写 サ ー ビ ス 業 務	
寝 具 類 賃 貸 業 務		旅 行 業 務	
中 央 監 視 制 御 設 備 賃 貸 業 務		気 象 予 報 業 務	
空 気 調 和 設 備 賃 貸 業 務		会 場 設 営 業 務	
広 告 業 務		パ ー キ ン グ ・ メ ー タ ー 管 理 等 業 務	

に

改める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 公 告

### 競争入札の参加者の資格に関する公告

平成20年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 調達をする物品等の種類

物品の購入（電気・通信機器類、計測・理化学機器類及び車両類）

#### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ロ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ハ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (ニ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (ホ) (ア)から(ハ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 調達をする物品等の特質により、(1)及び(2)に規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法
- 所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。
- ア 所定の営業概要書
- イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）
- エ 納税証明書
- (ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書
- (イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- 鹿児島県出納局管理調達課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826
- (3) 申請書類の受付期間
- 平成20年3月28日から同年4月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
- 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ウ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りで

ない。

- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から同日後最初に到来する9月30日までとする。
  - 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成20年3月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
鹿児島県議会広報テレビ番組の制作及び放送の業務委託  
入札は、次に掲げるテレビ番組ごとに行う。  
ア 定例会を終わって  
イ 委員会構成決まる  
ウ 常任委員会この1年  
エ 議長対談  
オ 県議会探訪記  
カ 県議会レポート
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期限  
入札説明書による。
- (4) 履行場所  
県の区域

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電波法（昭和25年法律第131号）の規定によりテレビジョン放送に係る放送局の免許を受けている者であること。
- (3) おおむね県のすべての区域において受信可能なテレビジョン放送に係る設備を有している者であること。

#### 3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所  
ア 日時 平成20年4月9日午後1時30分  
イ 場所 鹿児島県議会庁舎3階第4会議室  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県議会庁舎2階（議会事務局政務調査課）

(イ) 交付期限 平成20年4月8日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県議会事務局政務調査課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5043

## 監 査 委 員 告 示

## 鹿児島県監査委員告示第1号

鹿児島県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

平成20年3月28日

鹿児島県監査委員	西山芳久
同	本渡 克
同	宇田隆光
同	上村勝行

鹿児島県監査委員監査規程の一部を改正する規程

鹿児島県監査委員監査規程（昭和60年鹿児島県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表決算審査の項の次に次のように加える。

健全化判断比率審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項
資金不足比率審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 鹿児島県監査委員告示第2号

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

平成20年3月28日

鹿児島県監査委員	西山芳久
同	本渡 克
同	宇田隆光
同	上村勝行

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

鹿児島県監査委員事務局規程（昭和61年鹿児島県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第27号を第28号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(29) 資金不足比率審査に関すること。

第4条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 健全化判断比率審査に関すること。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 鹿児島海区漁業調整委員会指示

## 鹿児島海区漁業調整委員会指示第19-3号

平成18年3月31日鹿児島海区漁業調整委員会指示第17-11号（空釣こぎ漁法及び空釣縄漁法による操業についての指示）は、平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月28日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

## 正 誤

平成20年2月26日付け鹿児島県公報第2371号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
-----	------	---	---

4	左側下から25行目 及び10行目	（次の	（国有林。次の
	左側下から24行目	4197番23	4197番23（国有林）